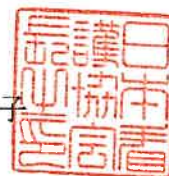


令和3年3月9日

医政局長

迫井 正深 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 福 井 トシ子



地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業の継続に関する要望書

国内での新型コロナウイルス感染症対応において、日本看護協会および都道府県看護協会は、令和2年度地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業を活用し、県内にとどまらず県外の看護職員の応援派遣を含めた、医療提供体制の確保に努めてまいりました。

具体的には、医療機関及び宿泊療養施設等における感染者対応や帰国者・接触者相談センター等での対応、施設等におけるクラスター発生時の専門家の派遣等、都道府県行政と協働しています。

初めて緊急事態宣言が発出された昨年（2020年）の第1波以降、第2波、第3波と感染の波が続き、収束の兆しが見えない中、令和3年度においても、今年度と同様の取組が継続して必要になると考えております。

以上より、各都道府県における医療提供体制の確保のため、地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業を継続していただきますよう要望します。

要 望 事 項

地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業を継続されたい。